## 第5期中期目標期間における短期借入金の限度額について

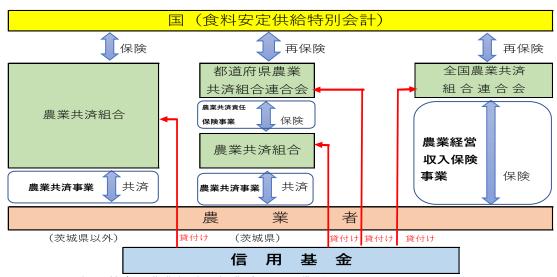
## 1. 農業保険制度における信用基金の役割について

- (1) 農業保険制度は、農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき、農業経営の安定を図るため、
  - ① 災害その他の不慮の事故によって農業者が受けることのある<u>損失を補塡す</u> る共済の事業(農業共済事業、農業共済責任保険事業)
  - ② ①の事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う<u>農業経営への影響を緩和する保険の事業</u>(農業経営収入保険事業)

を行うことにより、農業の健全な発展に資することを目的としている。

- (2)独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)の農業保険関係業務は、農業保険制度との関係では、
  - ① <u>農業共済事業を行う農業共済組合</u>及び<u>農業共済責任保険事業を行う都道府</u> 県農業共済組合連合会(注)
  - ② 農業経営収入保険事業を行う全国農業共済組合連合会 が共済金・保険金等の支払原資が不足する場合で民間金融機関から円滑に調達 することが困難なときに、その支払原資を貸し付けることによってセーフティ ネットとしての役割を果たしている。
  - (注) 令和5年2月現在、
    - ① 46県域で1県域1組合(特定組合)により農業共済事業が実施
    - ② 1県域で農業共済組合による農業共済事業、都道府県農業共済組合連合会による農業共済責任保険事業が実施

されている。



→ : 信用基金の農業保険関係業務による貸付け

(3) 信用基金の農業保険関係業務においては、出資金及び利益剰余金のほか、それらで不足する場合には、民間金融機関から借り入れた短期資金を原資として貸付けを行っている。この短期の借入金の限度額については、独立行政法人通則法第45条第1項の規定に基づき、中期計画及び年度計画に規定している。

## 2. 第5期中期目標期間における貸付見込額について

- (1) <u>農業共済事業及び農業共済責任保険事業分</u>の第5期中期目標期間(令和5年度~9年度)の<u>貸付見込額</u>は、第4期と同様に、資金種類(※1)ごとに過去の貸付実績を基礎として算定して、525億円とする。
- (2) <u>農業経営収入保険事業分</u>の第5期中期目標期間の貸付見込額は、これまで貸付実績がないことから、第4期と同様に、<u>平成5年と同程度の冷害を想定して</u> 算定して、381億円(※2)とする。
  - (※1) 資金には、以下の種類がある。
    - ① <u>再保険金(保険金)資金</u>(国からの再保険金(保険金)の受領に先立ち、共済金等を 支払おうとする場合に、その支払を受けていない再保険金(保険金)相当額に対して貸付 けを行うもの)
    - ② 共済金(保険金)支払等不足資金 (期中の共済金等の支払に必要な手持資金が不足する場合に、その不足額に対して貸付けを行うもの)
    - ③ 年度末不足資金(決算上の繰越不足金に対して貸付けを行うもの)
  - (※2) 農業経営収入保険事業については、<u>貸付金のリスク等を勘案し、貸付金の種類を制限</u>することとしている。

## 3. 第5期中期目標期間における短期借入金の限度額について

- (1) 農業共済事業及び農業共済責任保険事業分の第5期中期目標期間の<u>短期借入</u> 金の限度額は、2(1)の525億円から出資金及び利益剰余金の合計額 38億円を控除した487億円とすることとする。
- (2) <u>農業経営収入保険事業分</u>の第5期中期目標期間の<u>短期借入金の限度額</u>は、全国農業共済組合連合会からの出資額を考慮して、2(2)の<u>381億円</u>と同額の381億円とすることとする。
- 4. 第5期中期計画及び令和5年度年度計画における短期借入金の限度額

第5期中期計画及び令和5年度年度計画における<u>短期借入金の限度額</u>は、上記 2及び3を踏まえて、それぞれ次のように定めることとする。

農業保険関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資(農業経営収入保険事業に係る年度末不足資金の貸付原資を除く。)を調達するための短期借入金は、農業保険関係勘定において868億円(うち農業共済事業及び農業共済責任保険事業分487億円、農業経営収入保険事業分381億円)、漁業災害補償関係勘定において185億円を限度とする。